

# 自転車保険（国内旅行総合保険）契約内容

|        |         | 保険金額     | 免責金額（自己負担額） |  |
|--------|---------|----------|-------------|--|
| 傷<br>害 | 死亡・後遺障害 | 500万円    | なし          |  |
|        | 入院日額    | 2,000円   | なし          |  |
|        | 手術      | 入院時      | 20,000円     |  |
|        |         | 外来時      | 10,000円     |  |
| 通院日額   | 1,000円  | なし       |             |  |
| 賠償責任   |         | 10,000万円 | なし          |  |

利用保険会社：損害保険ジャパン株式会社

|      |                      |
|------|----------------------|
| 契約期間 | 旅行行程中<br>(出発から帰宅時まで) |
| 保険料  | 300円                 |

|                     | 保険金をお支払いする主な場合  | お支払いする保険金   | 保険金をお支払いできない主な場合  |  |
|---------------------|---|---|---|--|
| 傷<br>害<br>(基本契約)    | <b>死亡保険金</b>  | 旅行行程 <sup>(※)</sup> 中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 <sup>(※)</sup> 旅行行程とは、申込書記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。以下このパンフレットにおいて、同様とします。  | 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。<br>$死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額$  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■故意または重大な過失</li> <li>■自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</li> <li>■脳疾患、疾病または心神喪失</li> <li>■妊娠、出産、早産または流産</li> <li>■外科的手術その他の医療処置</li> <li>■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為<sup>(※1)</sup>を除きます。)、核燃料物質等によるもの</li> <li>■地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見<sup>(※2)</sup>のないもの</li> <li>■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故(あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象となります。)</li> <li>■航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)</li> <li>■自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など</li> </ul> |
|                     | <b>後遺障害保険金</b>  | 旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合  | その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。<br>$後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 \times 後遺障害の程度に応じた割合(4\% \sim 100\%)$  |  |
|                     | <b>入院保険金</b><br>(入院1日目から補償)   | 旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合  | 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。<br>$入院保険金の額 = 入院保険金日額 \times 入院日数(事故の発生の日から180日以内)$  |  |
|                     | <b>手術保険金</b>  | 旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合<br>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 <sup>(※1)</sup><br>②先進医療に該当する手術 <sup>(※2)</sup><br>(※1)以下の手術は対象となりません。<br>創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術<br>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにすぎません。          | 手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に基づきます。<br>なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。   |  |
|                     | <b>通院保険金</b><br>(通院1日目から補償)   | 旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合<br>(注)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 <sup>(※)</sup> を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。<br>(※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。  | 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。<br>$通院保険金の額 = 通院保険金日額 \times 通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)$<br>(注)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。   |  |
| <b>賠償責任</b><br>(特約) | 旅行行程中に日本国内において発生した偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合<br>(注)被保険者が未成年者または責任無能力者の場合で、その未成年者または責任無能力者の行為により、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎり)が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。 | 損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありせん。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。<br>(注)日本国内において発生した賠償責任補償特約のお支払対象となる事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。<br>・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合<br>・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など | <ul style="list-style-type: none"> <li>■故意</li> <li>■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</li> <li>■地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>■被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>■被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任</li> <li>■被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任(ホテル・旅館等の宿泊施設の客室に与えた損害は除きます。)</li> <li>■被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>■被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</li> <li>■航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両<sup>(※)</sup>、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など</li> </ul> |  |

## 個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。

また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
  - ②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
  - ③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
  - ④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
- 損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/jp/>)をご覧ください。